

整理番号	3-9-6-1
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等報酬費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ニッポンおかみさん会全国フォーラム in 掛川		
年月日	平成30年5月11日～平成 年 月 日	金額	5,216円

目的	ニッポンおかみさん会全国フォーラムに参加し、まちづくり・地方創生・地方経済活性化等を調査する。
使途	大会参加料
政務活動・ 県政との 関連性	ニッポンおかみさん会全国フォーラムに参加し、まちづくり・地方創生・地方経済活性化等を調査し、県政の進展に役立てる。

《領収書貼付枠》

親睦会には参加していないが、込みでの金額だった為、上限の5,000円と振込手数料のみ充当。

かけしん 全国しんきんネット
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日	取扱店番・受付番号
30 05 11	1513025ケ-0111
お取引店	口座番号
お取引金額	万円券 千円券 500円券 100円券 50円券
振込	二千円券 10円券 5円券 1円券
手数料 ¥216 通帳頁	お取引金額
時刻 14:54	¥12,000*
説明コード	お取引後残高

掛川信用金庫
連雀支店
普通 0001167498
ニッポンおかみさん会全国フォーラム
おつり ¥284*
トウトウ ヨウイチ様
0537-23-3091



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。(上限有りの為)	5,216円	100%	5,216円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

"そろばん"と"ハード"で花を咲かせよう
ニッポンおかみさん会
全国フォーラム2018
in 掛川
プログラム

開催日

平成30年6月6日(水)

開催場所

掛川グランドホテル

テーマ

城下町・宿場町そして報徳のまち掛川で、
地方都市の特色を活かした
商いやまちづくりを考える

1

11:30～受付 (3F シャングリラスイート)

2

13:00～13:20 開会式 (3F シャングリラスイート)

挨拶……ニッポンおかみさん会
全国フォーラム in 掛川 大会会長 山本 和子

祝辞……静岡県知事 川勝 平太 氏 / 掛川市長 松井 三郎 氏 /
大日本報徳社社長 鷲山 泰彦 氏

3

13:20～14:20 基調講演

① 13:20～13:50 「(仮) 静岡の文化とふるさと再生」

静岡県知事 川勝 平太 氏

② 13:50～14:20 「地方の創生は経済を動かすことから
—おかみパワーを発揮するのは今—」

一般社団法人ニッポンおかみさん会会長 富永 照子 氏

4

14:40～17:30 シンポジウム

① 14:40～15:40 講演「新しいビジネスを考える」

(株)スマイルズ代表取締役社長 / 遠山 正道 氏

② 16:00～17:30 パネルディスカッション
「アートと商いとまちづくり」●パネリスト 遠山 正道 氏 (株)スマイルズ代表取締役社長)
山本 和子 氏 (掛川おかみさん会会長)

●コーディネーター 山口 裕美 氏 (アートプロデューサー)

5

18:00～交流親睦会 (3F シャングリラスイート)

●わがまち自慢PRタイム (パフォーマー大歓迎)

※内容は変更になる場合があります。

整理番号	3-9-6-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料		
年 月 日	平成 30 年 6 月 4 日～平成 年 月 日	金 額	14,445 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使 途	平成 30 年 6 月分自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

- 13 D30- 6- 4
- 14 D30- 6- 4
- 15 D30- 6- 4
- 16 D30- 6- 4
- 17 D30- 6- 4
- 18 D30- 6-14
- 19 D30- 6-15
- 20 D30- 6-18
- 21 30- 6-18
- 22 D30- 6-20
- 23 D30- 6-20
- 24 30- 7- 2

57,780 トヨタファイナンス (加)

※証券類を入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 上記の最終差引残高を新簿簿に繰越しました。
 摘要欄に「払戻し可能予定日」欄を設け、「*AD*」、「*CD*」等の「*」を
 摘要欄の「*」の欄に記入し、摘要欄の「*」の欄に「*」を
 取 引 日 摘要欄の「*」の欄に記入し、摘要欄の「*」の欄に「*」を

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で使用のため	57,780 円	1/4	14,445 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-3
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報取組費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読		
年月日	平成30年6月4日～平成 年 月 日	金額	4,037円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

13	D30- 6- 4		
14	D30- 6- 4		
15	D30- 6- 4	新聞代	4,037 1)マツモトコフパン
16	D30- 6- 4		
17	D30- 6- 4		
18	D30- 6-14		
19	D30- 6-15		
20	D30- 6-18		
21	30- 6-18		
22	D30- 6-20		
23	D30- 6-20		
24	30- 7- 2		

※証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 上記の最終差引残高を新通帳に繰越しました。

摘要欄 払戻し可能予定日
 取立 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」「*CD*」等の「*」
 のついた取引については再記載いたしません。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,037円	100%	4,037円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-4
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	平成30年6月4日～平成 年 月 日	金額	6,825 円

目的	調査研究など政務活動を行うための資料作成手段
使途	平成30年6月分事務所複合機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

- 13 D30- 6- 4
- 14 D30- 6- 4
- 15 D30- 6- 4
- 16 D30- 6- 4
- 17 D30- 6- 4
- 18 D30- 6-14
- 19 D30- 6-15
- 20 D30- 6-18
- 21 30- 6-18
- 22 D30- 6-20
- 23 D30- 6-20
- 24 30- 7- 2

13,650 円

※証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 上記の最終差引残高を新通帳に反映しました。

摘要欄 払戻し可能予定日
 証券 満期日付の翌営業日以後
 取 扱 摘要日付の日以後
 摘要欄に「*AD*」、「*CC*」等の「*」
 のついた取引については等額贈付の取扱い

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	13,650 円	1/2	6,825 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

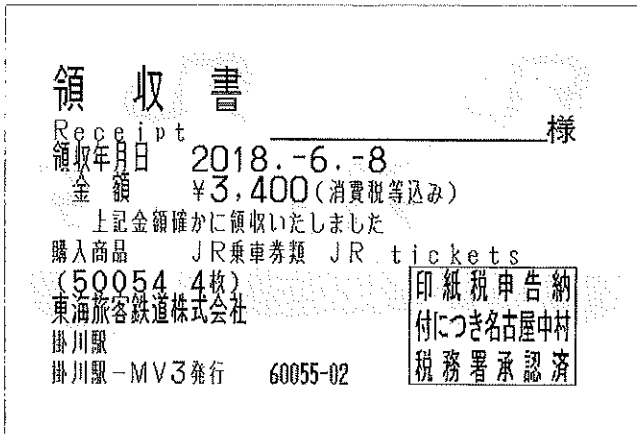
支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	平成 30 年 6 月 8 日～平成 年 月 日	金 額	3,800 円

目 的	掛川市から静岡県への要望事項についての調査
使 途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	掛川市から静岡県への要望事項について調査し、県民の利便性の向上、地域振興を図るとともに、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,800 円	100%	3,800 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料		
年月日	平成30年6月11日～平成 年 月 日	金額	651円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年5月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

$(2,200+157+3+50+2) \times 1.08 = 2,605$



普通預金 (兼お借入明細)

マープのある場合はお借入残高を表わします。

4

年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高	店番号
1	30-05-28	200			
2	30-06-04	200			
3	30-06-05	200			
4	30-06-05	200			
5	30-06-05	200			
6	30-06-11	200			
7	30-06-11	200			
8	30-06-11	800			
9	30-06-14	200			
10					
11					
12					
		17,151	シミス"LCカート"J		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動、 私用で利用のため	2,605円	1/4 %	651円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金の前日(金融機関営業日)までにお申し込み。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2018年 5月25日

カード名称	SHIMIZU With Card	
カード番号(一部非表示)	[REDACTED]	
今回のお支払日	2018年 6月11日(月)	
今回のお支払金額合計	2口	17,151円

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座番号(一部非表示)	[REDACTED]
口座名義	トウトウ ヨウイナ

2018年 5月15日 現在

PONTAポイント	
当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
85	0

Pontaポイントについて
 ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。
<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	摘要
	SHIMIZU With Card		東堂 陽一様		
《ショッピング取組(国内)》					
2018/4/30	ドコモご利用料金 5月分	12719	1回	12719	
	◆お支払小計			17151	
	◆◆今回のお支払金額総合計			17151	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなく、ICB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の"-"は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、*1=ボーナス1回払い、*2=ショッピングリボ払い、3-24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングストア払い、CU=キャッシングリボ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い
 ●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●QUICPayIDの上4桁[0100]は非表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

3-9-6-6

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 5月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)				
	10,280	10,280	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	255	157	FOMAポケット通信料 [iモード等]	合 算
		3	FOMA・SMS通信料	合 算
		27	Xi・SMS通信料	合 算
		548	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
		-480	当月無料通話適用額 (ドコモ光電話)	合 算
◇ポケット定額料等 (計)				
	1,400	2,000	Xiポケット定額料 (データパック)	合 算
		-600	Xiポケット定額料 (ずっとドコモ割)	合 算
		0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	-355	2,260	付加機能使用料等	合 算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		-2,673	月々サポート適用額	内 税
		8	ユニバーサルサービス料	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
	1,139	1,139	消費税等相当額 (合計)	
◇合計				
	12,719	12,719	合計 (3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆ [REDACTED]				
ご利用期間 (4/1~4/30)				
◇基本使用料 (計)				
	2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)				
	160	157	FOMAポケット通信料 [iモード等]	合 算
		3	FOMA・SMS通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)				
	1,332	300	iモード利用料	合 算
		100	ケータイデータお預かりサービス利用料	合 算
		380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
		500	ネットトータルサポート利用料	合 算
		50	請求書発行手数料	合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)				
	295	295	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計				
	3,987	3,987	合計	
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間は、4月末で 21年6か月となりました。				
○カケホーダイプランのご契約期間は4月末で 2か月となりました。				

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

整理番号	3-9-6-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話料		
年月日	平成30年6月11日～平成 年 月 日	金額	3,927円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年5月請求分電話料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

		普通預金 (兼お借入明細)		4
		<small>— マークのある場合は お借入残高を表わします。</small>		
年月日	記号	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	30-05-28	200		
2	30-06-04	200		
3	30-06-05	200		
4	30-06-05	200		
5	30-06-05	200		
6	30-06-11	200		
7	30-06-11	200		
8	30-06-11	800		
9	30-06-14	200		
10				
11				
12				
		17,151 シェアLCカードJ		

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,853円	1/2 %	3,927円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金は前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2018年 5月25日

カード名称	SHIMIZU With Card
カード番号(一部非表示)	XXXXXXXXXX

金融機関名	XXXXXXXXXX
支店名	XXXXXXXXXX
口座番号(一部非表示)	XXXXXXXXXX
口座名義	トウトウヨウイナ

今回のお支払日	2018年 6月11日(月)	
今回のお支払金額合計	2口	17,151円

2018年 5月15日 現在

PONTAポイント

Pontaポイントについて

当月獲得ポイント	当月ボーナスポイント
85	0

ポイントの照会およびポイントの交換は、下のPonta公式サイトからログインしてください。

<http://www.ponta.jp>

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	お支払金額(円)	摘要
	SHIMIZU With Card		東堂	陽一様		
《ショッピング取組(国内)》						
2018/4/30	ドコモご利用料金 5月分	12719		1回	12719	
	◆お支払小計				17151	
	◆◆今回のお支払金額総合計				17151	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日:加盟店利用日ではなく、ICB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の"-"は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング 1回払い、2回=ショッピング 2回払い、3=ボーナス1回払い、4=ショッピング 1回払い、3-24=ショッピング 分割払いの回数、S1=ショッピング スター 払い、C1=ショッピング 1回払い、C1=ショッピング 1回払い、海C=海外ショッピング 1回払い
●今回回数:何回目のお支払いかを表示 ●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示 ●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)

436-0225
掛川市家代65-1

東堂 陽一 様



0017797#



018052206037017994



3-9-6-7
NTTファイナンス

00204879

4T1E1B

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2018年 5月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒461 名古屋市中区東横1-14-11
-0005 DPスクエア東横1.1階
社用コード 4T1-E1B-J-00-000-000124-60(22)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1/4ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2018年 5月ご請求分	12,719円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 12,719円
(合計) 12,719円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 3,987円
[REDACTED] 879円
[REDACTED] 7,853円

ドコモ光ご利用料金へのポイント進呈月変更のお知らせ
2018年4月ご利用分より、ドコモ光ご利用料金に応じたdポイント・ドコモポイント進呈時期をご利用月の翌々月10日以降から翌月10日以降へ変更いたします。本変更に伴い、一部のお客さまへ2018年5月10日以降、2018年3月ご利用分と4月ご利用分の2ヶ月分のポイントを進呈させていただきます。

前月ご請求金額

13,168円 (税)

カケホーダイプラン

(2018年 4月末現在)

電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！
新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまへポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容となっております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
[REDACTED]	東堂 陽一 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
ジェーシーピー	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2018年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、30です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、3,692円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2018年4月30日現在) [REDACTED]	
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計)			
1,180	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合算
	-1,520	はじめてスマホ割	合算
◇通話料・通信料 (計)			
27	27	X1・SMS通信料 4月ご利用分	合算
◇パケット定額料等 (計)			
1,400	2,000	X1らくらくパック定額料	合算
	-600	ずっとドコモ割	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.1GBです。	合算
◇その他ご利用料金等 (計)			
-1,991	300	SDモード利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (SDモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	-2,673	月々サポート適用額 本回線は19回目の適用 (全24回)	内税
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)			
263	263	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計			
879	879	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で 15年4か月となりました。	
		○カケホーダイプランのご契約期間は4月末で 8か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、0です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、814円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計)			
6,900	5,400	戸建・タイプB/西	合算
	0	(参考) TNC利用	合算
	1,500	ドコモ光電話バリュー基本使用料 480円の通話料を含みます。 光電話番号: 0537-23-3091	合算
◇通話料・通信料 (計)			
68	548	国内通話料 3月ご利用分	合算
	-480	無料通話適用分 3月ご利用分	合算
◇その他ご利用料金等 (計)			
304	200	ダブルチャネル	合算
	100	追加番号 1契約	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 (追加番号) 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)			
581	581	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計			

整理番号	3-9-6-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

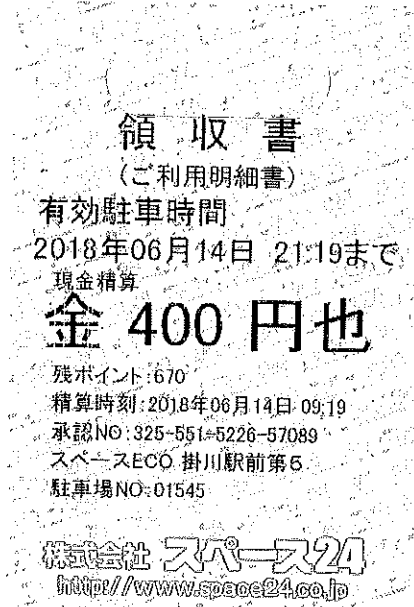
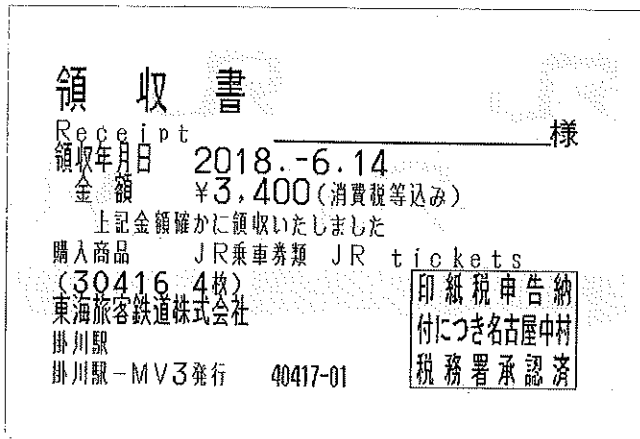
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	平成 30 年 6 月 14 日～平成 年 月 日	金 額	3,800 円

目 的	6月議会議案件名説明
使 途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。

《領収書貼付枠》



按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,800 円	100%	3,800 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-9
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	世界女性会議ネットワーク静岡年会費		
年月日	平成30年6月18日～平成 年 月 日	金額	5,000円

会の趣旨・目的	県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	研修会、講演会、意見交換会など
政務活動・県政との関連性	研修会、講演会、会員との意見交換を通じて県政等に関する情報収集をし、またそれによって得られた知見、アイデアを政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収書金額は平成29年度、平成30年度2か年分
平成30年度分は5,000円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-06-18	23241	A93150003
取扱店	カケカワジモマタ	
払込口座	00860-2	158975
払込金額	*10,000	料金
		*0
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、消費税率等は含まれておりません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*0	
はじめの投資信託をゆづり様が応援します！		

印紙税申告納付につき廻り税務署承認済

※ 添付書類 (団体の会則・事業概要・その他)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人世界女性会議ネットワーク静岡という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を浜松市中区舘塚一丁目2番9号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民に対して、女性問題に関する情報発信と、女性の社会進出の支援に関する活動を行い、ジェンダーフリーな男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち次に掲げる活動を行なう。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ジェンダーに係る情報の受発信事業
 - ② 女性問題、ジェンダー問題を主題にした研修事業
 - ③ 女性問題に係る国際協力事業
 - ④ 女性の文化活動支援事業
 - ⑤ 男女共同参画を推進することを目的とする諸施設の事業企画・管理・運営の委託請負
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に活動を支援、協力するために入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し事業に参加できるもの
- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人または団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金を入会時に、会費を総会時に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事1人
- (2) 理事（代表理事を含む）3人以上5人以内
- (3) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反す

重大な事実があることを発見した場合はこれを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(名誉理事、顧問及び参与)

第20条 この法人に、名誉理事、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 名誉理事、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係の有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品

- (5) 資産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

(予備費の設定および使用)

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第47条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予備費の使用)

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

(事業年度)

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施工する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条に規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 入会金 5,000円
- ② 年会費 5,000円

(2) 賛助会員

年会費 2,000円/1口

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成15年3月31日までとする。

附則

この変更は、平成24年9月29日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日(平成24年12月18日から施行する)。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表理事	佐藤 和子
副代表理事	天野 淑子
副代表理事	松本 玲子
副代表理事	守屋 秀子
理事	跡見 貞子
理事	石川美知子
理事	加藤千恵子
理事	佐藤 成子
理事	末永 和代
理事	森 美佐江
理事	湯浅 優子
理事	米倉まさ子
理事	原田 道子
理事	鈴木 市代

整理番号	3-9-6-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精進活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所浄化槽維持管理料		
年月日	平成30年6月20日～平成 年 月 日	金額	918円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使途	平成30年5月分浄化槽維持管理料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

- 13 D30- 6- 4
- 14 D30- 6- 4
- 15 D30- 6- 4
- 16 D30- 6- 4
- 17 D30- 6- 4
- 18 D30- 6-14
- 19 D30- 6-15
- 20 D30- 6-18
- 21 30- 6-18
- 22 D30- 6-20
- 23 D30- 6-20
- 24 30- 7- 2

1,836 千1ウ1ンカンキヨウキセ

※証券類ご入金の場合のお払戻しができる予定日の説明 上記の最終差引残高を新通帳に繰越しました。

摘要欄 払戻し可能予定日
 取立 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」
 のついた取引については両方願いたします。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	1,836円	1/2 %	918円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-6-10

請求書

No.1805-1-822674

2018年 05月 15日

コードNo. [REDACTED]

静岡県掛川市家代65-1

東堂 陽一事務所

様

御請求額 1,836 円 (内消費税 136 円)

但し 浄化槽維持管理代金

2018年 05月 15日分 御請求申し上げます。

作業内容	内 訳
清 掃	円
汚 泥 引 抜	円
保 守 点 検	1,700 円
維 持 管 理	円

貴指定口座より 2018年 06月 20日 に振替させていただきます。

中遠環境保全株式会社

代表取締役 高橋 真

静岡県掛川市八坂317番3
TEL 代表 0537-27-1248

担当者 [REDACTED]

整理番号	3-9-6-11
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

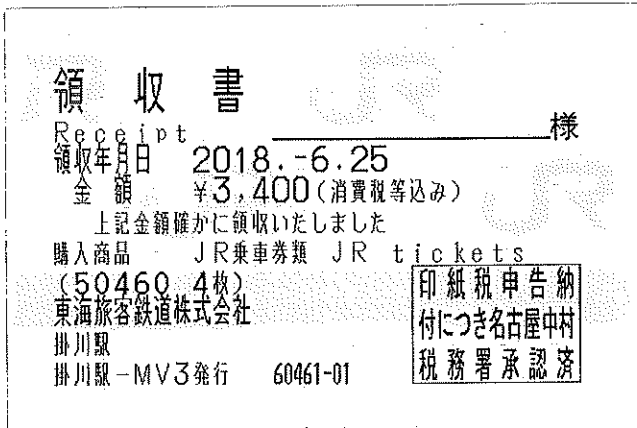
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年6月25日～平成 年 月 日	金額	3,800円

目的	掛川市から静岡県への要望事項についての調査
使途	交通費（新幹線掛川駅～新幹線静岡駅）および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	掛川市から静岡県への要望事項について調査し、県民の利便性の向上、地域振興を図るとともに、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,800円	100%	3,800円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-12
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	電話機リース料		
年月日	平成30年6月25日～平成 年 月 日	金額	3,942円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年5月分電話機リース料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

		普通預金(兼お借入明細)		差引残高の金額頭部に(マイナス印)がある場合はお借入残高を表わします。
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 30-6-21				
2 D30-6-21				
3 D30-6-25		7,884	NTT77イカス(カ)	
4 D30-6-26				
5 D30-6-26				
6 D30-6-26				
7 D30-6-27				
8 D30-6-29				
9 D30-7-2				
10 D30-7-2				
11 30-7-2				
12				

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,884円	1/2 %	3,942円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-13
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費()事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読		
年月日	平成30年6月26日~平成 年 月 日	金額	1,490円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

	I 普通預金 (兼お借入明細)				差引残高の金額頭部に「マイナス印」がある場合はお借入残高を表わします。
					↓
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	
1 30- 6-21					
2 D30- 6-21					
3 D30- 6-25					
4 D30- 6-26					
5 D30- 6-26	新聞代	2,980	ガガマシンアカウン		
6 D30- 6-26					
7 D30- 6-27					
8 D30- 6-29					
9 D30- 7- 2					
10 D30- 7- 2					
11 30- 7- 2					
12					

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,980円	1/2	1,490円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ保守、更新		
年月日	平成 30年 6月 28日～平成 年 月 日	金額	16,308 円

目的	ホームページを通じて議員としての情報発信をし、県政の報告、課題等を県民の皆様へ発信する。
使途	平成30年6月分保守料
政務活動・県政との関連性	県政・県議会の仕事内容や活動内容に対して、県民の皆様からは良く分からないという声を聞く。その報告と共に、県内の動向を発信し、県政の課題を提起し、幅広く県民の皆様から意見を聞き取る。

《領収書貼付枠》

ご利用明細 **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
30 06 28		052
銀行番号	店番号	科目
		口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0317	お引出し	¥16,200
お取扱枚数	*****	
	おつり	残高

キャッシング	手数料	時刻
	¥1080935	0027
お振込先明細 ス`オカ サカ`セ 普通 0480639 イマクロテ`サ`イン コイケ トシヒコ 様 トウト`ウ ヨウイチ 様 TEL0537-23-3091		

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-6-14

NO. 201806-21

平成 30年 6月 25日

御 請 求 書

東堂陽一 様

Imacro Design

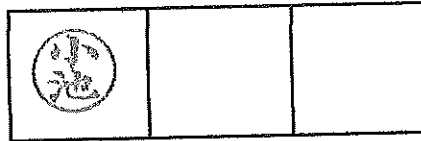
イマクロデザイン

〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町136
TEL 053-422-7017 / FAX 053-571-5112

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。

合計金額 ￥16,200



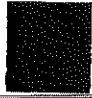


品 名	数量	単 価	金 額	備 考
H30年6月HP管理サポート費	1 式	15,000	15,000	
合計(税無)			¥15,000	
消費税			¥1,200	
総計(税込)			¥16,200	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店 (普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>活 動 概 要 書 (会議・意見交換会参加)</p> <p>平成 30年 6月 29日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一</p>						
活 動 名	掛川商工会議所通常議員総会・意見交換					
活動概要	<p>1 参加日時 平成30年6月29日(金) 16:00~19:00</p> <p>2 場 所 掛川商工会議所他</p> <p>3 参加者 掛川商工会議所会員他</p> <p>4 内 容 掛川市商工会議所の活動内容聴取、および市内商工業者の経営課題、街づくりに対する意見、商工業行政に対する意見交換など</p> <p>※ 全て政務活動にかかる会議であるため、按分率は、1/1とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p>					
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容		
	会費	5,000	① 3-9-6-15	臨時会費 7,000円		
	合 計	5,000				
備 考						

整理番号	3-9-6-15
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	掛川商工会議所通常議員総会・意見交換		
年 月 日	平成 30年 6月 29日～平成 年 月 日	金 額	5,000 円

目 的	掛川市の商工業、街づくり等に関する情報収集
使 途	会費
政務活動・ 県政との 関連性	掛川市の商工業、街づくり等に関する情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 書

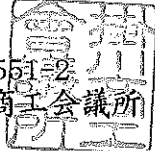
H30年6月29日

東堂陽一 様

金 ¥ 7,000

但 臨時会費として
上記正に領収いたしました

〒436-0079
静岡県掛川市掛川551-2
掛川商工会議所



按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。(上限有りの為)	5,000 円	100%	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水	4	4	政務調査資料準備・整理
7	木	4	4	政務調査資料準備・整理
8	金			
9	土			
10	日			
11	月	4	4	政務調査資料準備・整理
12	火	4	4	政務調査資料準備・整理
13	水			
14	木			
15	金			
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	4	4	6月定例会議会資料準備
20	水			
21	木	4	4	6月定例会議会資料準備
22	金			
23	土			
24	日			
25	月	4	4	政務調査資料準備・整理
26	火	4	4	6月定例会議会資料準備
27	水			
28	木	4	4	6月分政務活動費支出関係書類作成
29	金	4	4	6月定例会議会資料準備
30	土	4	4	6月分政務活動費支出関係書類作成
計		44	44	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30年 6月 30日
会派・議員名 東堂陽一



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)44時間] × 単価[1,250円] = ④55,000円

②総支給額[円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

給与支払明細書

2018 年 6 月分 支給日 2018 年 6 月 30 日

所属		氏名		殿
----	--	----	--	---

出勤日		日間	労働時間	時間内	44	時間	分	時間外		時間	分
-----	--	----	------	-----	----	----	---	-----	--	----	---

支給額	
時間給	1,250 円
割増時間給	円
時間給合計	円
基本給	円
所定時間外賃金	円
家族手当	円
	円
	円
	円
	円
通勤費	円
合計	55,000 円
控除額	
健康保険料	円
厚生年金	円
雇用保険料	円
所得税	円
住民税	円
	円
	円
	円
合計	0 円
差引支給額	55,000 円

[事業所名] 東堂陽一 事務所

[事業所所在地] 静岡県掛川市家代65-1

整理番号	3-9-6-17
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読		
年月日	平成30年6月30日～平成 年 月 日	金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年6月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

東堂 陽一 事務所 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018年6月分 領収日 6月30日
領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

販売店 信幸
所 落合 島田市向谷元町793-1-1
住 TEL 0547-87-0661 FAX 0547-84-0136



お申込No.

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-9-6-18
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	3036	18 円×303.6 km / km	5,465

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。

議員氏名

東堂陽一






《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,465 円	100%	5,465 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離 (km)
6.6	ニッポンおかみさん会全国フォーラムin 掛川	事務所～掛川グランドホテル(往復)	11.6
6.8	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
6.9	原野谷川視察	事務所～吉岡地内(往復)	12.0
6.10	太田川原野谷川治水水防組合水防演習視察	事務所～森町太田川親水公園(往復)	20.0
6.12	中地区まちづくり協議会生活支援車運行視察	事務所～中地区コミュニティ防災センター(往復)	36.0
6.13	掛川法人会通常総会・意見交換	事務所～出雲殿(往復)	10.8
6.14	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
6.14	掛川観光協会総会・意見交換	事務所～大日本報徳社大講堂(往復)	9.4
6.15	初馬地区有志との意見交換	事務所～初馬会館(往復)	11.8
6.16	掛川国際交流センター総会・意見交換	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
6.18	かけがわ街づくり株式会社定時総会・意見交換	事務所～掛川商工会議所(往復)	9.4
6.18	東大坂地区有志との意見交換	事務所～東大坂研修センター(往復)	38.0
6.20	掛川市シルバー人材センター総会・視察	事務所～掛川市生涯学習センター(往復)	9.4
6.20	ダナン市との友好促進に関する意見交換	事務所～掛川市役所(往復)	6.8
6.20	ブロック塀耐震視察	事務所～中央町地内(往復)	7.2
6.24	桜木地区さわやかサロン視察	事務所～桜木地内(往復)	31.0
6.25	県庁にて調査	事務所～掛川駅南口(往復)	11.6
6.25	県道視察	事務所～寺島地内(往復)	14.6
6.27	消防団操法訓練視察	事務所～いこいの広場(往復)	3.8
6.29	掛川商工会議所通常議員総会・意見交換	事務所～掛川商工会議所(往復)	9.4
6.29	交通安全協会桜木分会理事会・視察	事務所～桜木ホール(往復)	1.2
6.30	めざせ！ふじのくに子ども観光大使講座視察	事務所～エコパアリーナ(往復)	17.0
合 計			303.6

整理番号	3-9-6-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・東堂陽一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気料		
年 月 日	平成 30 年 7 月 3 日～平成 年 月 日	金 額	7,461 円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の維持
使 途	平成 30 年 6 月分電気料
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> $9,100 \text{ 円} + 5,821 \text{ 円} = 14,921 \text{ 円} \div 2 = 7,461 \text{ 円}$	

按 分 の 理 由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	14,921 円	1/2	7,461 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-9-6-19



普通預金(兼お借入明細)

※残高の金額欄に「-」マークがある場合は借入残高を意味します。

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1	30- 6-21			
2	D30- 6-21			
3	D30- 6-25			
4	D30- 6-26			
5	D30- 6-26			
6	D30- 6-26			
7	D30- 6-27			
8	D30- 6-29			
9	D30- 7- 2			
10	D30- 7- 2			
11	30- 7- 2			
12	D30- 7- 3 電気料金	9,100		
13	D30- 7- 3 電気料金	5,821		
14	D30- 7- 3			
15	D30- 7- 3			
16	D30- 7- 3			
17	D30- 7- 3			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

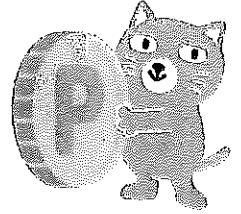
*証券取引 金の場合のみ戻金がかかる場合があります

摘要欄に「L」あり可能予定日
 他 券 摘要日付の翌営業日以後 摘要欄(C:*AD*、I:*CD*、季の* *、
 取 立 摘要日付の当日以後 (D)に赤字については再記録いたします

名古屋三越やラシック、静岡伊勢丹などでおトクにつかえる

MICARD<スタンダード>にご入会・ご利用で 最大8,000円分のカテエネポイント プレゼントキャンペーン

対象期間 2018年6月1日(金)~7月31日(火)



ご入会でもれなく!

2,000円分^{※1} カテエネポイントプレゼント!



くわしくはコチラ

さらに!

電気料金のお支払いにご登録で

最大6,000円分^{※2} カテエネポイントプレゼント!

カテエネの
ご登録はコチラ!

カテエネ



https://katene.chuden.jp/

ポイントのお申込方法

[カテエネ]にアクセス ▶▶▶

[会員特典] ▶▶▶

[優待情報]から

※1:新規ご入会の2,000ポイントは9月に進呈いたします。 ※2:8月から6カ月間のうち、5,000円以上のカードご利用があった月は、毎月1,000円分のポイントを翌月に進呈いたします。(最大6カ月)

※1・2:8月20日(月)までにカテエネ上でポイントの応募手続きが必要になりますので、必ずカテエネの「優待情報」をご確認ください。なお、ポイントサービスのご利用には、カテエネ上にご契約情報の登録等が必要です。

検針日 6月20日	ご使用期間 5月22日 ~ 6月19日	ご使用日数 29日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数28日)
111 kWh	105 kWh

計器番号953 第1計器		
当月指示数	4485.6	
前月指示数	4374.5	
差引	111.1	

翌月(7月分)のご案内	検針日 7月20日
	ご使用期間 6月20日 ~ 7月19日
	燃料費調整単価(税込) -3円34銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
██████████	16	040240566301060100000
契約種別	契約容量	力率
低圧電力	7kW	90%

お問い合わせ先 各物件はカスタマーセンターで承ります。

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240

500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。

1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。

※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。

詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額	9,100円
(うち消費税等相当額)	674円
振替予定日	7月3日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	7,469円28銭
電力量料金	1,309円80銭
(うち燃料費調整額 -378円51銭)	
再エネ発電促進賦課金	321円

燃料費調整単価(税込) -3円41銭/kWh
再エネ発電促進賦課単価(税込) 2円90銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)

東堂陽一事務所 東堂陽一様
下記金額を口座振替により領収させていただきました。

平成30年5月分 (ご使用期間 4月19日~5月21日)

お客さま番号	日程	16
領収金額	8,702円	ご使用量
(うち消費税等相当額)	644円	85 kWh
振替年月日	平成30年 6月 4日	

*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋東
税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市長区東新町

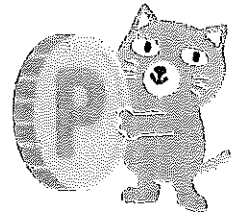
※本状により集金することはありません。

3-9-6-19

MICARD × 中部電力

名古屋三越やラシック、静岡伊勢丹などでおトクにつかえる

MICARD<スタンダード>にご入会・ご利用で 最大8,000円分のカテエネポイント プレゼントキャンペーン



対象期間 2018年6月1日(金)～7月31日(火)

ご入会でもれなく!

2,000円分^{※1}
カテエネポイントプレゼント!



くわしくはコチラ

さらに! 電気料金のお支払いにご登録で

最大6,000円分^{※2}
カテエネポイントプレゼント!

カテエネの
ご登録はコチラ!



カテエネ

<https://katene.chuden.jp/>

ポイントのお申込方法

「カテエネ」にアクセス ▶▶▶

「会員特典」▶▶▶

「優待情報」から

※1:新規ご入会の2,000ポイントは9月に進呈いたします。 ※2:8月から6か月間のうち、5,000円以上のカードご利用があった月は、毎月1,000円分のポイントを進呈いたします。(最大6か月)
※1・2:8月20日(月)までにカテエネ上でポイントの応募手続きが必要になりますので、必ずカテエネの「優待情報」をご確認ください。なお、ポイントサービスのご利用には、カテエネ上にご契約情報の登録等が必要です。

検針日 6月20日	ご使用期間 5月22日 ~ 6月19日	ご使用日数 29日
記事		

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数28日)
219 kWh	196 kWh

計器番号 042 第1計器	
当月指示数	2213.6
前月指示数	1994.6
差引	219.0

翌月(7月分)のご案内	検針日 7月20日
	ご使用期間 6月20日 ~ 7月19日
	燃料費調整単価(税込) -3円34銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[REDACTED]	16	0402405663010602000000
契約種別	契約容量	力率
おとくプラン	40A	

お問い合わせ先 各用件はカスタマーセンターで承ります。

●担当窓口 岐阜CC ●電話番号 0120-985-240

500-8790 岐阜市美江寺町2-5

●「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される

全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。

●電気の特送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。

1か月の電気ご使用量(kWh) × 中部電力管内における低圧特送料金平均単価9.73円 = 特送料金相当額(税込)

※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。

※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。

●ガス特送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳細内容は、当社ホームページをご確認ください。

詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

ご請求予定額	5,821円
(うち消費税等相当額)	431円
振替予定日	7月3日
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	1,123円20銭
電力量料金 1段料金	2,072円40銭
2段料金	2,145円33銭
(うち燃料費調整額 -746円79銭)	
おとく割	-100円00銭
初回引落割引額	-54円00銭
再エネ発電促進賦課金	635円

燃料費調整単価(税込) -3円41銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円90銭/kWh

電気料金領収証(口座振替払用)			
東堂陽一事務所 東堂陽一様			
下記金額を口座振替により領収させていただきました。			
平成30年5月分 (ご使用期間 4月19日～5月21日)			
お客さま番号	[REDACTED]	日程	16
領収金額	6,462円	ご使用量	
(うち消費税等相当額)	478円		247kWh
振替年月日	平成30年 6月 4日		
*口座番号の表示を希望されるお客さまは、担当営業所までご連絡ください。			

印紙税申告納
付につき名古屋東
税務署承認済

中部電力株式会社

作成地:名古屋市中区東新町

※本状により集金することはありません。